

表1 新規投資強化プログラムの適用条件

対象品目・製造プロセス	適用条件	最低国産化率
a. 乗用車	アルゼンチン自動車部品産業の開発と強化制度法(2016年法律27263号)の適用を受けていること。	-
b. 積載量1500kgまでの商用車		
c. 積載量1500kg超5000kgまでの商用車	新しいプラットフォームにより構成されていること。この条件を満たさない場合は大幅な再設計を伴うこと。	生産開始から3年間は15%。その後2年間は20%(注1)
d. トラック、キャブ付き、キャブなしのシャシー、バス		
e. a～dの内燃機関、ハイブリッド、電気、液化天然ガス、圧縮天然ガス、バイオガス、燃料電池、あらゆるバイオ燃料などのエンジン、モーターおよびその部品	①これまで国内で生産していなかった新たな自動車部品の製造であること、②すでに生産されている場合は、監督官庁が定めるパラメータに基づく生産能力の大幅な改善を伴うもの、のいずれかを満たす。	生産開始から3年間は10%。その後2年間は15%。
f. a～dのギアボックスおよびその部品		
g. a～dのディフェレンシャルギア		
h. a～dの機構部品(完成品、半完成品)		
i. a～hの部分品	①全量国産の原材料を使用する、②非国産の原材料を用いて十分な加工(4桁のタリフジャンプ)を行う、③最低国産化率が30%を下回らない(注2)、のいずれか1つを満たす。	-
j. a～iの塗装、機械加工、鍛造、鋳造などの製造プロセス	別途定める。	

(注1) 最低国産化率(CMN)=国産部品価格／輸入部品のCIF価格+国産部品価格で算出。

(注2) 最低国産化率(CMN)=国産原材料の合計／輸入原材料の合計+国産原材料の合計で算出。

(出所) 自動車・自動車部品およびバリューチェーン振興法案を基に作成

表2 モビリティ研究所の機能

自動車政策のアイデアやイニシアチブの立案
自動車産業のバリューチェーンにおける生産上の問題を調査・研究・分析
公的機関、民間団体と連携した自動車産業の持続的発展に貢献するプログラム、プロジェクトの推進
科学技術インフラと関連研究機関のネットワーク構築の促進と資金供与
自動車産業のバリューチェーンに関わる人材の教育・訓練の促進

(出所)表1と同じ